

## 保証債務履行に伴う資産の譲渡所得税

Q．私の会社は、銀行からの多額の借入金のため、資金繰りが相当悪化しています。このままでは、会社を解散するしか方法は見当たりません。そこで、私の保有している土地が会社の借入金の抵当に入っていることもあり、当該土地を売却して、借入金の返済に充てようと思っているのですが、この場合にも、税金は課税されるのでしょうか？

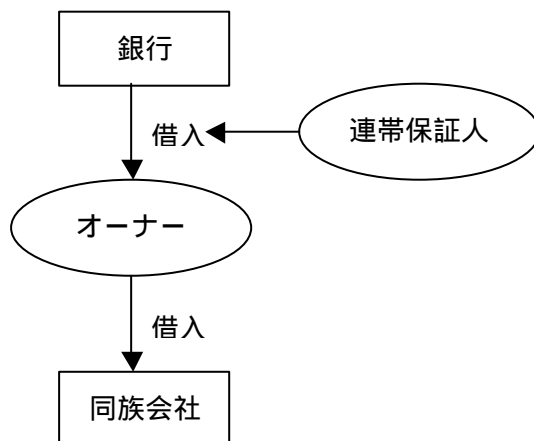
A．保証債務を履行するために資産を譲渡した場合で、保証債務の履行に伴う求償権の全部若しくは一部を行使できないことが明らかな場合には、その譲渡はなかったものとみなされ、譲渡所得税は、課税されません。

< 解説 >

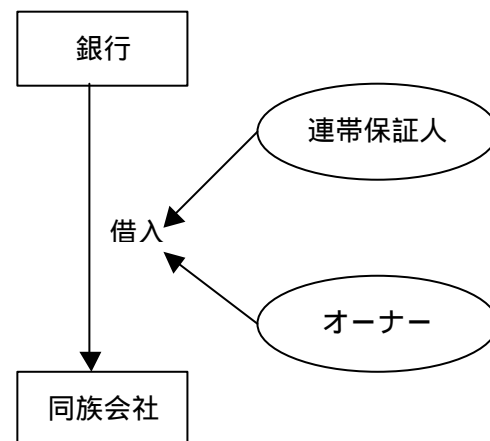
### 1. 連帯保証の基礎

連帯保証とは、債務者と同様に借入金を返済する保証をすることです。主たる債務者と、同等の地位にある連帯保証人に対する求償権では、意味合いが違ってきます。

ケース 1



ケース 2



ケース 1 の場合、オーナーの代わりに連帯保証人が、銀行への借入金を返済した場合には、全額オーナーに対して、求償権が発生します。一方、ケース 2 には、連帯保証人は、同族会社のために、借入金を返済していますので、同族会社に対しては全額、オーナーに対しては、半分の金額の求償権が発生します。



## 2. 保証債務の履行

ケース2では、オーナーが会社の連帯保証人になって、借入金の返済を行っていますので、全額、会社に対して、求償権をもつことになります。そこで、当該借入金を返済するために、自分の保有する土地を売却した場合、土地の売却益に対して、所得税が課税されるか、されないかが、問題になります。

求償権を行使することが出来れば、すなわち、会社の弁済能力があれば、その部分に対しては、所得税が課税されることになります。では、弁済能力がない場合とは、どのような場合なのでしょうか。それは、次の事実によって判断されます。

- (1) 会社更生法の規定による更正計画の認可の決定が合った場合には、その決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (2) 商法の規定による特別清算に係る協定の認可若しくは整理計画の決定又は破産法の規定による強制和議の決定があった場合には、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (3) 法令の規定による整理手続きによらない関係者の協議決定で次のものにより切り捨てられることとなった部分の金額  
債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの  
行政機関又は金融機関その他の第三者の斡旋による当事者間の協議により締結された契約で、その内容が上記 に準ずるもの
- (4) 債務者の債務超過の状態が相当期間（おおむね3年から5年）継続し、その求償権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し債務免除額を書面により通知した場合には、その通知した債務免除額
- (5) 主たる債務者の資産の状況、支払能力等からみて、その債務者に対する求償権の全部が行使できないと認められる場合

以上の場合に、行使できなかった求償権の金額に相当する部分の譲渡収入に関しては、税金が課税されることはありません。

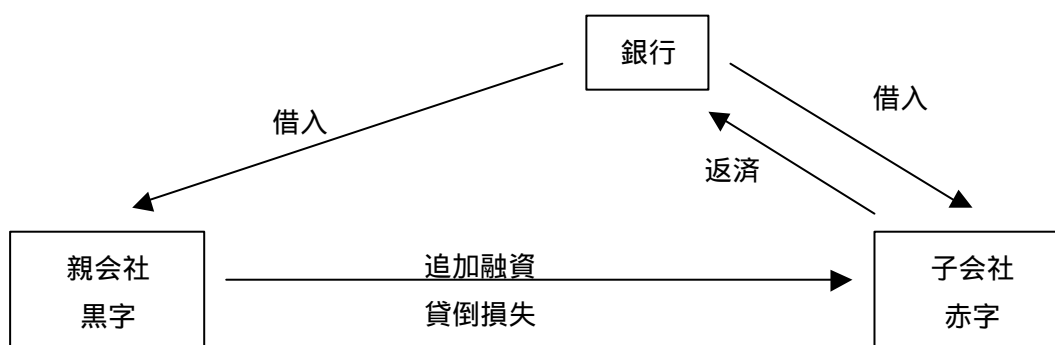
## 子会社に対する支援策

Q . 10 年前に、子会社を設立しましたが、全く黒字になる可能性が無く、ずっと赤字のままです。一方、親会社の事業は好調で、今年も、相当な黒字が発生しそうです。そこで、子会社の欠損と親会社の黒字とを通算したいのですが、決算までは、1 ヶ月くらいしかありません。どのようにしたらよいのでしょうか？なお、子会社の事業を親会社に移そうと考えています。

A . 合併の場合、税制適格を満たせば、欠損と親会社の黒字を通算できますが、公告期間が1 ヶ月必要なのと、子会社の事業を継続的に、続けなくてはなりません。そこで、子会社の借入金を親会社が負担（追加融資）して、回収不能（貸倒れ）債権として損失処理する方法が考えられます。

< 解説 >

### 1. 概要



親会社が、子会社の借入金を肩代わりする形で、追加融資を行い、実際には、子会社は解散してしまうため、貸付金は、貸倒れてしまいます。この時、子会社が解散してしまうことを知っていながら、追加融資をした貸付金が、損金算入できるかが問題になります。

### 2. 損金算入の要件

親会社の債務引受けに経済合理性があれば損失処理が認められます。経済合理性とは、親会社が借入金を負担しない場合に、銀行との取引を悪化させるなど、親会社にとって、相当な損害を蒙ることが明らか場合には、負担した金額は、子会社支援損として認められることとなります。

実務的には、同族会社同士であれば、同じ銀行との取引が多いため、認められる場合が殆どです。



### 3. 連帯保証

実務的には、子会社の借入金の一部に関して、親会社の経営者個人が連帯保証人になっている場合があります。この場合には、子会社支援損の一部が、役員賞与として認定されてしまう場合があります。

したがって、子会社が、一部の借入金を返済する場合、できる限り、経営者の連帯保証人の部分を返済することになります。

また、親会社が連帯保証、若しくは親会社の資産（建物、土地等）が担保になっている場合には、問題となりません。

### 4. 営業譲渡

子会社を解散したからといって、子会社が行っていた事業を中止するわけではありません。実務的には、子会社の保有する機械や従業員を親会社が営業引受けするのが一般的です。